

別紙

様式第2号の2(第2条関係)

要望番号	自治会等名	要 望 事 項	回 答		所管部局及び課室 (関係部局及び課室)
08030107	22区自治会	秋葉なかよし広場傾斜地地すべり対策及び桜木倒木対策について 秋葉なかよし広場傾斜地(22区家屋側)について下記の対策を要望いたします。 ①全体的に地すべりが発生し、落下泥を時々除去している状況です。 ②地すべりに伴い、成長した桜木(手入れなし、繁茂状態)の倒木による家屋損壊の恐れがあります。 よって、地すべり対策・倒木対策を要望します。	☐	実施します	①建設部都市計画課 ②産業観光部観光振興課
			☐	計画に基づき順次実施します(次年度・時期未定)	
			☐	現時点での対応は困難です	
			☐	基準に満たないため対応できません	
			☒	その他(枝葉の剪定対応)	
			令和8年7月13日付でご要望のありました、秋葉なかよし広場の法面における地すべり対策及び桜木倒木対策につきまして、以下のとおり回答いたします。 ①ご指定の場所において、目視による現地踏査および周辺状況を確認しました。その結果、現時点では地すべりに特徴的な「斜面のひび割れや段差」、「石積みのふくらみ」や「樹木の傾斜」等の地すべり現象は確認できませんでした。現況において直ちに大規模な崩壊や地すべりにつながる兆候は認められませんが、法面一般の特性として、今後も大雨や地震等により表層が崩落するリスクはゼロではありません。つきましては、大雨等の状況により、異常を確認された場合は現地確認を行いますので、お知らせください。 ②桜木倒木対策につきまして、樹木調査を行った結果、直ちに倒木する危険性が低いことを確認しました。このことから、伐採ではなく、繁茂する枝葉の剪定等を行い、幹にかかる重力による負荷を軽減いたします。		